

保護者様

学校において予防すべき感染症(学校感染症)の罹患に伴う出席停止の扱いについて

広島県尾道南高等学校

学校保健安全法第19条により、「学校において予防すべき感染症」(学校伝染病)として次の表のように指定されています。表の疾患に罹患している間は、感染拡大防止のため、出席停止となりますので証明書を提出してください。出席停止の期間は特別欠席とし、欠席扱いにはなりません。

種別	病名
第1種	エボラ出血病、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9)、
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9)を除く)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎、風疹(三日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ 出席停止の期間は、伝染病の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差があります。あくまで基準ですので、医師の診断に基づいて登校するように留意してください。また、証明された期間が終了しても体調が回復しない場合は、再度病院を受診してください。

※ 証明書はこの様式でなくても構いません。病院の診断書や尾道市の様式のものを受け取った場合は、そちらを提出してください。

出席停止証明書

広島県尾道南高等学校長 様

年 組 氏名

上記の生徒は

< 病名 >

< 期間 > 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記期間を出席停止が必要と認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印